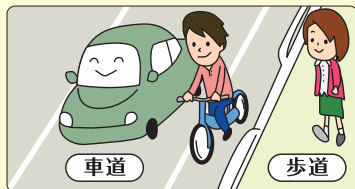


自転車安全利用5則

基本ルールを忘れずに

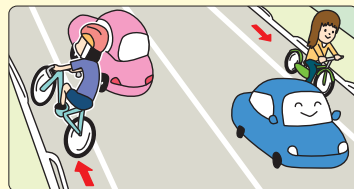
自転車は車両です。違反すると法律により罰せられることがあります。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



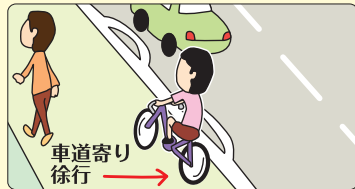
罰則 3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17条)

2 車道は、左側を通行



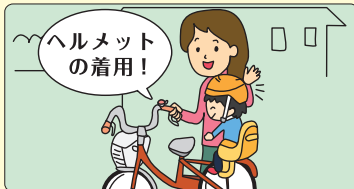
罰則 3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17条)

3 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行



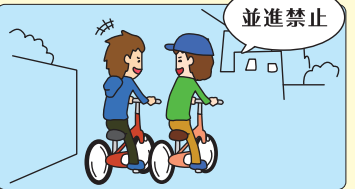
罰則 2万円以下の罰金又は料
(道路交通法第63条の4)

4 子どもはヘルメットを着用



児童(13歳未満)・幼児を自転車に乗車させる時は、ヘルメットをかぶせるように努めなければなりません。

5 安全ルールを守る



罰則 飲酒運転の禁止
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(道路交通法第65条)

罰則 二人乗りの禁止
2万円以下の罰金
(道路交通法第57条)

罰則 並進の禁止
2万円以下の罰金又は料
(道路交通法第19条)

罰則 夜間はライトを点灯
5万円以下の罰金
(道路交通法第52条)

自転車に二重ロックをしていますか?

少しの間の駐輪であっても必ず鍵をかけるように心がけましょう。

備えつけの鍵以外にU字ロックやワイヤーロックで施錠することで、自転車盗難の被害に遭いにくくなります。



福岡県道路交通法施行細則の改正

講習の対象となる15項目の「危険行為」以外にもこのような行為が明確に禁止されています!!
※この他にも禁止されている危険な行為はあります。ルールを守って安全運転を心がけましょう。



禁止 携帯電話等に表示された画像等を注視しながら自転車を運転する行為

禁止 大音量でイヤホン等を使用して車両を運転する行為

5万円以下の罰金

自転車保険に加入しましょう!

自転車だから、ぶつかっても被害は小さい、大きな事故にはならない。そう思っていないですか?

自転車事故の加害者側に9千万円を超える高額な賠償を命じられた判決もあります。

自転車保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などに特約として付けることができるものや、TSマークに付帯するものなどもあります。福岡市では、条例を一部改正し、令和2年10月1日より、自転車損害賠償保険等への加入が義務となりました!



第一種 TS マーク (青マーク) 第二種 TS マーク (赤マーク)

TSマーク以外にも、各種自転車の保険があります。補償内容等を確認の上、万が一に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

ご存知ですか?自転車のルールを

自転車安全運転

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと…
自転車運転者講習を受けることになります!!

自転車運転者講習制度のながれ

1 自転車運転者が危険行為を繰り返す・3年以内2回以上

2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

3 講習の受講
講習時間：3時間
講習手数料：6,000円

危険行為15項目

自転車運転者講習の対象となる

詳しくは裏面へ

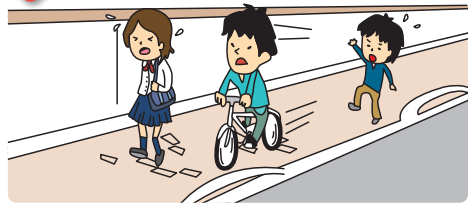


危険行為 15項目

自転車運転者講習
の対象となる

自転車の危険行為として自転車運転者講習の対象となるのは15項目です。いずれも、歩行者や周囲の交通に著しい危険をもたらす悪質な行為です。こうした危険行為は絶対にやめましょう。

5 歩道での歩行者妨害



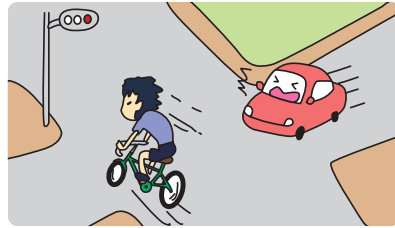
歩道を通行できる場合でも、歩道では「歩行者優先」、自転車は「車道寄り」を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

11 飲酒運転



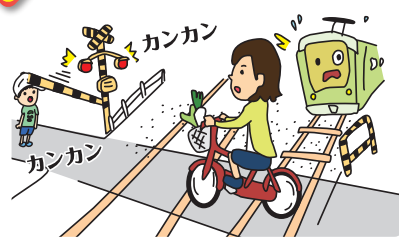
自転車の場合、罰則が適用されるのは、酒酔い運転のみですので、危険行為も「酒酔い運転」にかぎります。ただし、法第65条1項は何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。と規定しており、酒酔い運転も酒気帯び運転も禁止していることに注意してください。

1 信号無視



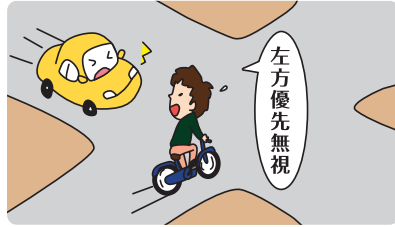
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等に従わなければなりません。

6 警報が鳴っている踏切への立ち入り



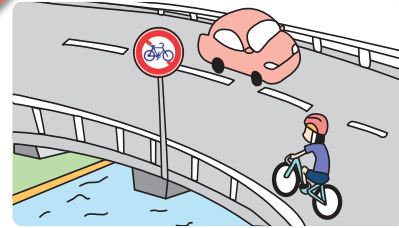
車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は警報機が警報している間は、当該踏切に入ってはなりません。

12 交差点で優先車両の進行を妨害



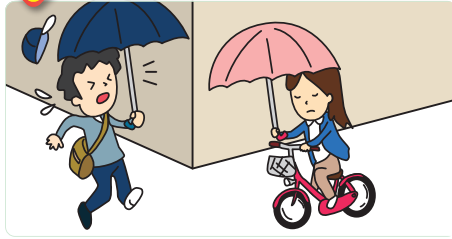
- 交通整理が行われていない道路における左方優先
- 優先道路を通行する車両を妨害しない義務
- 優先道路に進入する場合の徐行義務
- 交差点における安全進行の義務

2 通行禁止の違反



歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはなりません。

7 安全運転義務違反



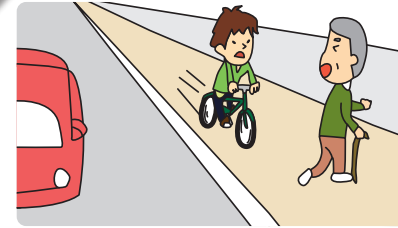
車両等の運転者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

13 ブレーキのない自転車を運転



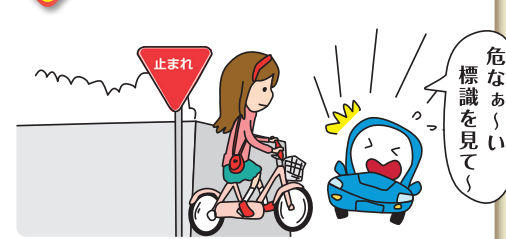
自転車の前・後輪に制動装置(ブレーキ)を備えていなければ違反になります。壊れていても同様です。また、前輪・後輪のどちらか片方の制動装置を備えていない又は壊れている場合も違反となります。

3 路側帯での歩行者妨害



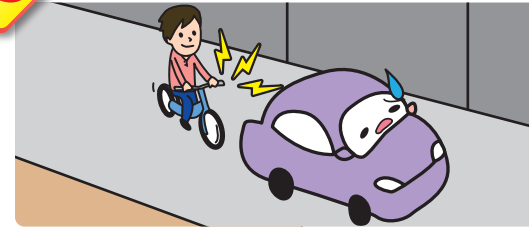
路側帯を通行する場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

9 一時停止の違反



道路標識等で一時停止すべきことが指定されている場所では、停止線(交差点の直前)で一時停止し、交差道路を通行する車両等の通行を妨害してはなりません。

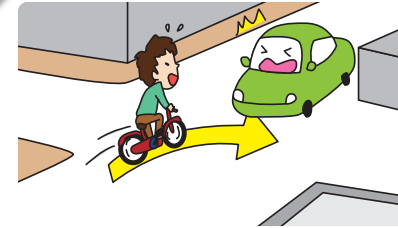
15 妨害運転



- 逆走して進路をふさぐ
- 幅寄せ
- 進路変更
- 不必要な急ブレーキ
- ベルを執拗に鳴らす
- 車間距離の不保持
- 追い越し違反

※令和2年6月30日から

4 交差点右折時に直進・左折車両の進行を妨害



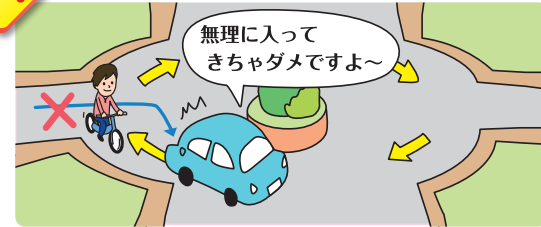
交差点を右折する場合、直進車、左折車の進行を妨害してはなりません。

8 通行区分の違反



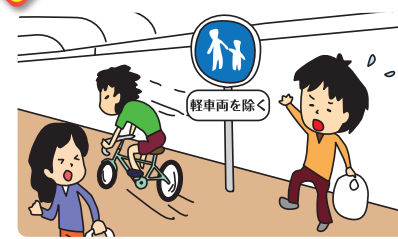
- 車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では車道を通行
- 車両は、道路(車道)の中央から左側の部分を通行
- 安全地帯や立入り禁止部分の通行禁止

14 環状交差点で他の車両の進行を妨害



- 環状交差点に入ろうとする際の徐行義務
- 環状交差点を通行する車両等及び歩行者に特に注意し、安全な速度と方法で進行する義務

10 歩行者用道路での徐行違反など



車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路を、許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。